指定業種に属する事業を行っている

YES

NO

行っている事業と指定業種の関係

【事業と指定業種の関係①】
１つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者※１であって、行っている事業が全て指定業種に属する。

or

【事業と指定業種の関係②】
兼業者※１であって、主たる事業※２が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。

or

【事業と指定業種の関係③】
兼業者※１であって、１以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている。

売上高の減少等に対する認定基準の適用関係

【認定要件①】
企業全体の売上高の減少等※３が企業認定基準（前頁（イ）、（ロ）のいずれか）を満たす。

【認定要件②】
主たる業種及び企業全体の売上高の減少等※３の双方が企業認定基準（前頁（イ））を満たす。

【認定要件③】
行っている事業が属する指定業種の売上高の減少等※３が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって、企業全体の売上高の減少等※３が企業認定基準（前頁（イ））を満たす。

NO

対象となる様式

YES

通常	運用緩和
（イ）- 1 （ロ）- 1	（イ）- 4 （イ）- 7

YES

通常	運用緩和
（イ）- 2	（イ）- 5

YES

通常	運用緩和
（イ）- 3	（イ）- 6

セーフティネット保証５号の認定の対象外

※１：兼業者とは、日本標準産業分類における細分類業種に属する事業を2以上行っている中小企業者をいう。
※２：主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。
※３：売上高の減少等には、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。
注1）事業と指定業種の関係①から③について複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。
注2）（イ）- 4,（イ）- 5,（イ）- 6,（イ）- 7は新型コロナウイルス感染症による影響の重大性に鑑み、売上高の比較に関して運用緩和を適用したもの。